

公共事業における国産材の活用を求める意見書

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されたことにより、公共建築物の木造建築化が推進されることとなりました。しかし、実際に木造化された建築物はまだ少なく、国産材の利用が十分ではないことから、持続可能な森林経営が可能なレベルにはなっていないというのが現状です。

日本の森林を守り持続可能な林業経営を可能とするためには、さらなる国産材の利用が求められます。また、建築基準法告示により普及促進が期待されるCLTなどの新たな技術による大規模な木造建築も可能となってきています。国は、国産材（地元材）による道路の木製ガードレール化や国の施設の木造化等、公共事業での木造活用をさらに推進すべきです。

よって本議会は、政府が公共事業等において国産材（特に地元材）のさらなる利活用を推進することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年 3月15日

北海道豊富町議会

議長 河田 誠 一

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、農林水産大臣